

社会福祉法人青藍会 役員等退職金(慰労金)規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人青藍会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する退職(慰労)金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給対象)

第2条 役員が退任した場合には、その者(本人が死亡した時はその遺族)に、第3条に定める基準に基づき退職(慰労)金を支給する。

- 2 役員(定義については、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程第2条第1～3号による)。
- 3 役員のうち使用人兼務理事については退職金規程に拠るものとし、本規程を採用しない。

(退職(慰労)金の額)

第3条 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程第2条第2号における常勤役員(役員)の退職金(慰労金)は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合計して得た額とする。

退任時の月報酬額×在任年数×係数

役位	係数
理事長	3.0
副理事長	2.0
理事	1.0

- 2 上記以外の役員及び評議員の退職金(慰労金)は、在任年数×10,000円により得た額とする。ただし、この場合の支給上限は20万円とする。
- 3 退職金(慰労金)の支給額は、前各項の規定により計算したうえで、理事会及び評議員会で議決し決定する。

(役位別在任年数)

第4条 役位別在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子、

父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、当該者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(支給減額及び停止)

第6条 退職役員で、在任中に当法人に対し特に重大な損害を与えた者には、支給額を減額または、停止することができる。

2 当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、あるいは支給額を減額または停止することができる。

3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(公表)

第7条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第9条 本規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることができるものとする。

附 則 本規程は、2018年10月18日より施行する。